

令和4年度 指定障害福祉サービス事業者等集団指導 寄せられた質問に対する回答

(資料1の4ページについて)

問1 「感染症予防及びまん延防止のために講ずべき措置」に関して、令和6年度から義務化とあるが、怠った場合のペナルティはどのようなものか。

(答)

現在の報酬告示において、当該運営基準を満たさないことによる減算の規定はないが、基準に違反していることが明らかになった後に改善が図られない場合、基準省令解釈通知第一の2「基準違反に対する指導監督及び指定の取り消し」に基づく対応を取ることとなり、基準の遵守に係る勧告及び命令、指定の取り消し・全部もしくは一部の効力停止といったペナルティが発生する可能性、指定の更新が受けられない可能性があるため、義務化された事項については、適切に対応いただきたい。

(資料1の4, 6ページについて)

問2 感染症予防及びまん延防止のために講ずべき措置と感染症に係る業務継続計画について、内容は同じでも良いのか？

(答)

感染症予防及びまん延防止のために講ずべき措置と感染症に係る業務継続計画の位置づけについては、法人毎の考え方もあるため一概には言えないが、「障害福祉サービス事業所等における感染症対策指針作成の手引きについて」(令和4年5月12日事務連絡 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課)で周知された「障害福祉サービス事業所等における感染対策指針作成の手引き」(作成主体:MS&AD インターリスク総研株式会社)においてそれぞれの目的が示されているので、参考にさせていただきたい。

なお、基準省令解釈通知において、感染症の業務継続計画に係る新規採用者に対する研修は感染症の予防及びまん延の防止のための研修と一体的に実施することが差し支えないとされている。

また、同解釈通知において、感染症の業務継続計画に係る訓練についても感染症の予防及びまん延の防止のための訓練と一体的に実施することが差し支えないとされているので参考にさせていただきたい。

(資料1の5ページについて)

問3 業務継続計画の策定と計画について詳しく知りたい。また、作成にあたってのアドバイスがあればいただきたい。

(答)

厚労省より、

- ・「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」計画例・様式集
- ・「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン」計画例が示されているので御活用いただきたい。

(資料1の5~9ページについて)

問4 「災害に係る業務継続計画」と「非常災害対策に係る計画」は一体的でよいか。
それともそれぞれ別々に作成する必要があるのか。

(答)

基準省令の解釈通知に次の通り示されていることから一体的に策定することで問題ないものである。

「…なお、感染症及び災害の業務継続計画を一体的に策定することを妨げるものではない。」

各計画に記載すべき事項は、下記のとおり。別に示すガイドライン・計画例も御活用いただきたい。

ア 感染症に係る業務継続計画

- α 平時からの備え (体制構築・整備、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等)
- β 初動対応
- γ 感染拡大防止体制の確立 (保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有等)

イ 災害に係る業務継続計画

- α 平常時の対応 (建物・設備の安全対策、電気・水道等のライフラインが停止した場合の対策、必要品の備蓄等)
- β 緊急時の対応 (業務継続計画発動基準、対応体制等)
- γ 他施設及び地域との連携

(資料1の10ページについて)

問5 サビ管更新について、旧体系の更新者については、5年間の更新期限期間中にサビ管としての実務が無くとも、5年後の更新研修の受講対象と考えて差し支えないか。

(答)

厚労省告示において、平成30年度末時点で旧サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修修了者となっている者については、令和5年度末までの間は「サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として現に従事しているものとみなす」と同時に、令和5年度末までに更新研修修了者となることとされている。

なお、新制度における二回目の更新研修の受講要件は、資格の取得が旧制度・新制度共通で次のとおりである。(青森県に確認済み)。

- ・現に「サービス管理責任者等、管理者及び相談支援専門員」として従事している者
- ・前回の更新研修を修了した日の属する年度の翌年度を初年度とした5年度の間、通算二年以上「サービス管理責任者等、管理者及び相談支援専門員」として従事している者

※ 受講に必要な実務経験等については「サービス管理責任者等に関する告示の改正について」(ことば家庭庁支援局障害児支援課 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課 令和5年6月30日事務連絡)においても示されているので、ご確認いただきたい。

(資料1の16ページについて)

問6 安全計画の策定の中で、児童・保護者への安全指導とあるが、具体的な例について知りたい。

(答)

安全計画の策定について、「障害児通所支援事業所等における安全計画の策定に関する留意事項等について」(こども家庭庁支援局障害児支援課 令和5年7月4日事務連絡)が示され、児童・保護者への安全指導等については、下記のとおり記載されているので、参考にしていきたい。

児童・保護者への安全指導等

(1) 児童への安全指導

- ・ 児童の発達や能力に応じた方法で、児童自身が事業所等の生活における安全や危険を認識すること、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について理解させるよう努めること。
- ・ 地域の関係機関と連携し、交通安全について学ぶ機会を設けること。

(2) 保護者への説明・共有

- ・ 保護者自身が安全に係るルール・マナーを遵守することや、バスや自転車通所の保護者には、交通安全・不審者対応について児童が通所時に確認できる機会を設けてもらうことなど児童が家庭で安全を学ぶ機会を確保するよう依頼すること。
- ・ 保護者に対し、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容を説明・共有すること。
- ・ また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び事業所等が行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましいこと。